**◎新潟県告示第1048号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する第20条第２項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年８月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　変更に係わる都市計画の種類及び名称

・種類　胎内都市計画道路（胎内市決定）

・名称　３・４・５号　東中央通り線

３・４・６号　西町線

３・４・８号　五輪線

３・４・９号　白鳥線

３・６・10号　中条胎内線

２　縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課